

# 第3弾

## 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金申請要領

### I 協力金の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県は、県内全域の飲食店（カラオケ店を含む。）の皆様へ、営業時間短縮への御協力をお願いしました。

この要請に応じて、営業時間短縮に御協力頂いた事業者に対し、「【第3弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金」（以下「【第3弾】協力金」といいます。）を支給します。

### II 対象期間

2月8日（月）21時から2月21日（日）24時までの全14日間

※全期間で要請に応じていただく必要があります。

### III 支給額

1店舗当たり56万円

### IV 対象地域

栃木県全域

### V 対象店舗

通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店（カラオケ店を含む。）

※下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合 等

### VI 申請要件

【第3弾】協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1. 栃木県内に対象店舗を有すること。
2. 対象店舗に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店及び喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている営業者であること。
3. 令和3年2月4日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月21日（時短営業要請期間最終日）以降であること。
4. 対象店舗において、通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた事業者が、対象期間の全期間5時から21時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）すること。
5. 酒類を提供する店舗においては、酒類の提供時間を11時から20時までの間とすること。

6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
7. 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を提示していること。
8. 『「新型コロナ感染防止対策取組宣言」飲食店のチェックシート』に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、当該チェックシートを店舗内の従業員の目に触れやすい位置に掲示していること。
9. 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、この運動のチラシを店内に掲示していること。
10. 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。

## VII 申請手続き等

### 1. 【第3弾】協力金に関するお問い合わせ先

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター  
(電話) 028-341-1787  
(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日、祝日も受け付けしています。)

### 2. 【第3弾】協力金の申請に必要な書類等の入手方法

#### (1) 【第3弾】協力金のホームページ

栃木県公式ホームページ「【第3弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金について」から入手することができます。

(URL) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/3rdkyoryokukin.html>

県公式HP読取用二次元コード



#### (2) 県・関係機関等での配付

次の機関等において入手することができます。

【2月17日(水)から配付開始予定】

- ・県庁本館2階県民プラザ及び各県民相談室
- ・各市役所・各町役場
- ・宇都宮市内の地区市民センター・出張所・市民活動センター
- ・各商工会議所・商工会及び中小企業団体中央会

※平日は、各窓口の業務時間内での配付となります。

※土日、祝日は、バンパ出張所で午前10時から午後7時までの配付となります。

### 3. 申請書類

別表で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を

求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

#### 4. 【第3弾】協力金の申請受付期間及び申請方法

##### (1) 受付期間

令和3年2月22日（月）から3月19日（金）（消印有効）

##### (2) 申請方法

###### ① インターネット申請の場合

ポータルサイトから申請できます。

(URL) <https://www.tochigi-covid19kyoryokukin.jp/>

なお、3月19日（金）午後11時59分までに送信を完了してください。

###### ② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先) 〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1  
栃木県協力金受付センター



なお、3月19日（金）の消印有効です。

※ 切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

なお、感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点はコールセンターまでお問合せください。

#### 5. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは【第3弾】協力金を支給します。【第3弾】協力金の支給開始は3月上旬以降を予定しています。

#### 6. 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、【第3弾】協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、【第3弾】協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を発送いたします。

### VIII その他

1. 【第3弾】協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取消すとともに、協力金の返還を求めます。
2. 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、栃木県は、対象店舗の営業時間の短縮の取組等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
3. 栃木県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
4. 【第3弾】協力金に関連する事業を関係市町が実施するため、申請書類に記載された情報を関係市町に提供することがあります。
5. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することがあります。

## 別表

申 請 書 類 に つ い て		
1	申請書	・【第3弾】栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金支給申請書（別紙）
2	本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ）（★）	・運転免許証、パスポート、保険証等の写し等 ※いずれか一つを提出してください。
3	振込先の通帳の写し（★）	・「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかること ※申請者本人の口座に限ります。 法人の場合は当該法人の口座に限ります。 ※通帳の表紙裏側をコピーして添付してください。 （インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ）
◆ 4～6の書類は、複数の対象店舗がある場合には、店舗ごとに提出してください。		
4	営業許可証の写し	・対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証の写しを提出してください。
5	店舗の外観全体及び内観の写真等（★）	・店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真等 ※看板やのれんなどを店舗名が分かるように撮影してください。 ・店舗の内観が分かる写真等 ※厨房と食事スペースが分かるように撮影してください。
6	従来の営業時間、営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が分かる書類	・従来の営業時間が21時以降であることが分かるもの（看板、店頭に掲示した案内、メニュー、ホームページの写し等） ・営業時間の短縮（又は終日休業）の状況（ <u>実施期間及び時短営業中の営業時間</u> ）が分かるもの（店頭に掲示した案内、ホームページの写し等） ・時短営業中の酒類の提供時間が分かるもの（店頭に掲示した案内、ホームページの写し等）

※（★）の書類については、【第1弾】または【第2弾】協力金の申請時に郵送で既に提出している、【第3弾】協力金も郵送で申請する場合は、提出を省略出来ます。